

令和5年 7 月 25 日

瑞穂市議会議長 庄田 昭人 様

提出者 瑞穂市議会基本条例推進特別委員会
委員長 若園 五朗

予算決算特別委員会設置決議について

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

記

理由 広く客観的に住民全体の立場に立った公平な予算、また、その予算が適正に執行されたかを審査し、住民の福祉向上に努めるため、特別委員会を設置する。

次のとおり、予算決算特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 名 称 | 予算決算特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び委員会条例第6条 |
| 3 目 的 | 一般会計の当初予算及び決算認定の審査 |
| 4 委員の定数 | 17人 |
| 5 委員の任期 | 議員の任期 |

